

### 3-1 国際紛争を避けるしくみ <基礎編>

国際連合はどのような活動をしているのだろうか？

#### 集団安全保障のしくみ

国際社会には国内とは異なり中央政府が存在しない。そのため国家間の紛争は軍事力の行使にいたる例が多く、戦争を防ぐさまざまな方策がとられてきた。

古典的なしくみは、対立する国家間の力を均衡させ、おたがいに戦争をしかけられない体制を築くことで戦争の勃発を防ぐという**勢力均衡**の考え方である。複数の国にわたる場合は、同盟を形成して勢力の均衡を図ろうとする。しかし、各国とも自国に有利な状況を可能な限り追い求めたし、そもそも勢力を明確にはかる基準がなかった。そのため勢力均衡政策をとると際限のない**軍拡競争**に陥り、しかもその多くは戦争にまで至った。

こうした勢力均衡の欠陥を乗り越えようとしたのが、**集団安全保障**というしくみである。複数の国家が条約などによって、その締約国からなる国際体制をつくる。ある国が条約を破って武力で他国を侵略した場合に、条約に加入した残りのすべての国への攻撃とみなし、侵略国を制裁するしくみである。これによって、いずれの国も勝利の見込みのない戦争を開始するはずはなく平和が維持されるというのが集団安全保障の考え方である。

#### 国際連盟と国際連合

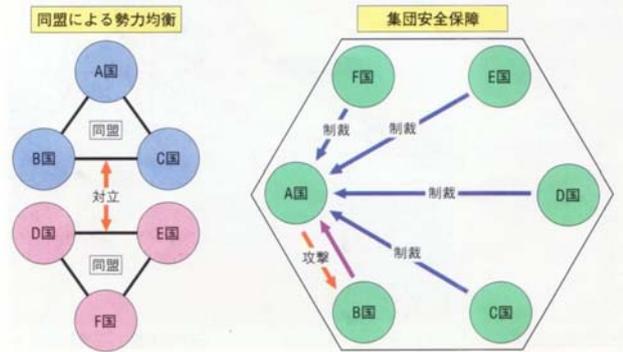
集団安全保障のしくみは、第一次世界大戦の**国際連盟**によって実現された【①】。しかし国際連盟は第二次世界大戦を防ぐことができなかった。国際連盟が創設された時点では米ソが参加しておらず、また後にはドイツ・日本・イタリアなどの有力なメンバーが脱退したことで、事実上、指導力を発揮できる加盟国がなかったこと、また決定方式が**全会一致**であったために迅速有効な対応がとれず、仮に何らかの決定をしても経済制裁などの勧告しか出せなかったことが背景にある。

これに対して、第二次世界大戦中の1945年に成立した**国際連合**では、安全保障理事会においては米ソを含む5大国が一致しなければ意思決定できないしくみや、総会においては1国1票の**多数決**のしくみが入れている。

コメント [Tt1]: このページ全部 : 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p162

①国際連盟は、平和 14ヶ条を唱えた当時のアメリカ大統領ウィルソンによって提唱された、平和の維持をめざす歴史上初の国際機構であった。

④勢力均衡と集団安全保障



### 3-1 国際紛争を避けるしくみ <標準編>

#### 国際連合のしくみ

歴史上未曾有の惨禍をもたらした第二次世界大戦は、約 5600 万人の命を犠牲にして、連合側勝利で終結した。二度にわたる大戦の悲劇を経験した各国はこうした悲劇をくりかえすまいと、51ヶ国が**国際連合憲章**に署名し、1945年10月24日、**国際連合（国連）**が成立した【①】。

国際連合の目的は、国際平和の維持や緊張の緩和である。そのために、**総会・安全保障理事会・経済社会理事会・信託統治理事会【②】・事務局・国際司法裁判所【③】**の6つの主要機関と、多数の補助機関が設置された。さらに、**国際労働機関（ILO）**や**国連教育科学文化機関（UNESCO）**などの専門機関が国連と提携している。こうした諸機関を総称して**国連システム（国連ファミリー）**と呼ぶ。

総会は全加盟国で構成され、総会の意思は原則として一国1票の多数決で決められる。総会では新規加盟問題や国連予算を含め、幅広い問題が討議され、各理事会などに勧告などがなされる【④】。

**安全保障理事会**は五つの**常任理事国**と、地理的配分によって選挙される10の**非常任理事国**から構成され【⑤】、世界の平和と安全の問題については総会に優越する権限を有し、国連の対応を決定する。安全保障理事会がなんらかの決定をするときには、国際連盟のときのように全会一致ではなく、5常任理事国をすべて含む合計9理事国が賛成すればよい【⑥】。

国連は、冷戦時代には、米ソの対立などにより紛争を未然に防ぐことができず、当初期待された機能を果たさなかったという批判もあった。しか

①第二次世界大戦の終結前にアメリカ・イギリス・ソ連・中国を中心とした大国によって憲章の検討が進められた。国連発足時の51か国が第二次世界大戦の戦勝国（連合側）である。

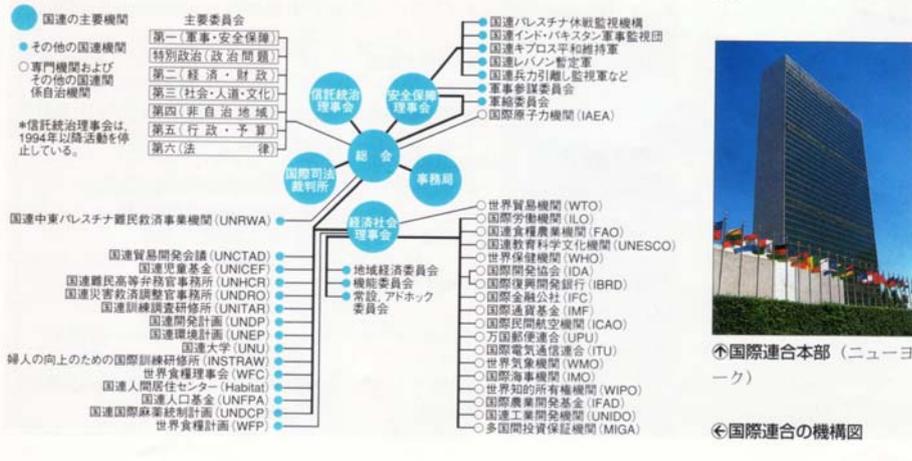
②信託統治理事会は、最後の信託統治地であったパラオが1994年に独立したことにより現在は活動を休止している。

なお、2000年に経済社会理事会の下位にあった人権委員会の改組発展により人権理事会が設立された。

③国家間の紛争を裁判によって解決する機関で、裁判をおこなうためには、(国内裁判と違って)紛争両当事国の同意が必要である。本部はオランダのハーグにある。

④総会は毎年9月に開かれる通常総会と、請求によって開かれる特別総会とがある。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 163



し外交問題を多国間で公開で議論する場を提供した意義は大きい。また独立して日が浅く、経済力がともなわない第三世界の国々にも発言の場を確保してきた。

### 国際連合の役割

国連憲章は、武力紛争が発生した場合には、安全保障理事会の指揮によって国連軍がその解決にあたることを規定し(憲章第7章)、各国は安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間は自衛権に基づいて対処することが認められた(憲章第51条)。しかし大国間の不一致などで、常設の国連軍は現在も実現していない。依然として国際社会の平和は、自衛権にもとづいて軍隊を保有する国々の勢力均衡のうえに成り立っている不安定なものである。

安全保障理事会が拒否権の応酬で機能しない場合に備え、総会は1950年に「平和のための結集決議」を採択した。これに基づいて、安全保障理事会が平和維持の機能を果たせない場合に、総会の3分の2の賛成で軍事的な強制措置の勧告ができることになった。

これまで、安全保障理事会の決議に基づいて、紛争拡大の防止、停戦監視などをおこなう国連の平和維持活動(PKO)【⑦】が世界各地で展開された。兵力引き離し、停戦監視、紛争地域の治安維持などにあたる国連平和維持軍(PKF)が派遣されるケースも多い。選挙監視や民生(人々の生活)支援、独立支援、暫定統治などにも活動分野を広げている。

自然災害や紛争時には、初期救援に国連児童基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)などの専門機関も活躍している。国連開発計画(UNDP)は貧困解消のために人間開発指標(HDI)を作成し、国連環境計画(UNEP)は環境条約の立案作成や地球環境モニタリングシステムなどの活動をおこなっている。「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の砦を築かなければならない」と憲章でうたったユネスコは、教育や文化、表現の自由など人権の分野で世界中に設置された国内委員会と共同して活躍している。

### 国際連合の課題

国連の通常経費は加盟国が過去の国民所得に応じて収める分担金に依拠しているが、組織の肥大化や分担金の滞納などのために恒常的な財政難に陥っている。また中国のように人口の多い国、日本・アメリカのように巨額の分担金を納めている国、人口数万人の小国などが、すべて一国一票の原則でよいのかという議論もある。さらには日本やドイツの安全保障理事会の常任理事国入りの問題をはじめとする国連改革の議論も活発になっている。世界平和のための主導権を国連がいかに発揮できるかが、今後の課題である。

⑤現在の常任理事国はアメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中国の5か国。非常任理事国の任期は2年。

⑥それゆえ5大国には拒否権があるといわれる。

⑦PKOは、力の引き離しなどをおこなう平和維持軍の活動と、停戦や休戦の確保にあたる監視団の活動の2つに大別される。国連軍と異なり、強制的な武力行使はできない。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n4]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164

コメント [n5]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 164~165

コメント [n6]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 165

## 3-2 東西対立と民族紛争 <基礎編>

世界にはなぜ紛争が絶えないのだろうか？

### 冷たい戦争

両大戦への反省から国際連合が設立されたにもかかわらず、第二次世界大戦後から1989年まで、国際社会には東西対立（冷戦）【①】の時代が続いた。第二次世界大戦中米ソ両国は協力関係にあったが、戦後もなくソ連の影響を受けた社会主義勢力が東ヨーロッパで拡大するなかで、両国の関係は協力から対立へと変化し、アメリカはソ連の勢力拡大を阻止し封じ込める政策をおこなったのである。資本主義のアメリカ陣営（西側）と社会主義のソ連陣営（東側）は、イデオロギー（物事の考え方）とその勢力圏をめぐる激しく対立し、西側の諸国は北大西洋条約機構（NATO）、東側の諸国はワルシャワ条約機構などを結んで互いに結束し、世界は東西に二分された。またドイツ・朝鮮半島・ベトナムでは、国家が二つに分裂した。

### デタントから多極化へ

しかし1962年に発生したキューバ危機【②】をきっかけに、米ソ首脳は平和安定をめざすようになった。（この動きをデタント（緊張緩和）と呼ぶ）。また1960年代から東側陣営の内部では中国とソ連の対立が表面化したり、ド・ゴール大統領時代のフランスが独自性を求めてアメリカ離れを始め、さらにドイツや日本が経済復興してくるようになった。

さらに1950年代の中期から60年代にかけて、新たに植民地支配から独立した諸国は、冷戦下で米ソのどちらにも加わらないことを主張するようになった（これらの諸国を第三世界と呼ぶ）。こうして、世界は多極化の時代を迎えた。

### 冷戦終結と民族紛争

1985年にソ連でゴルバチョフが実権を握ると、米ソ首脳は1989年、マルタ会談で冷戦の終結を宣言した。同年にベルリンの壁【③】は崩壊し、1990年には東西ドイツが統一され、翌91年にはソ連が解体した。東欧諸国でもそれまでの政権が倒れ、体制が変革される東欧革命が進行した。

しかし冷戦崩壊以後、世界各地で民族紛争が頻発するようになった。紛争が相次いだ旧ユーゴスラビアではNATO軍が人道的介入を試み、また国連は平和執行部隊を派遣したが、対応の遅れなどでじゅうぶんな成果を得ることはできなかった。

①戦火を交えない戦争という意味で「冷たい戦争」と呼ばれたことに由来する。

②ソ連がアメリカの近くにあるキューバに核ミサイル基地を建設しようとした事件。アメリカはミサイル配備を中止させるため強い態度に出たため、米ソ核戦争の危機となった。

③ドイツは戦後東西に分裂したが、東ドイツの領域にあった首都ベルリンもまた東西に分裂し、戦後ソ連が東西の境界線上に壁を建設していた。これを「ベルリンの壁」と呼んだ。

コメント [n1]: 第一学習社「新政治経済」p 42

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p167

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p167

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p167

## 3-2 東西対立とその後の世界 <標準編>

### 民族と国家

歴史・言語・習慣・宗教など一定の文化的きずなによって結ばれ、同一集団の成員という意識をもつ人々を**民族**とよぶ。民族と国家の複雑な関係が、しばしば武力紛争を引き起こしてきた。第二次世界大戦後の武力紛争も、その多くが**民族問題**に関連している。その原因となったのは植民地からの独立、少数民族の分離、複数の国家にまたがる民族の統合などである。

一国の中に複数の民族が居住する国家を**多民族国家**という。世界の国家の大多数は他民族国家である。インドのようにどの民族も過半数を占めない国家や、中国のように圧倒的多数が漢民族である他民族国家もある。カナダ、アメリカ、オーストラリアのように、少数の先住民族と多様な移民から構成される国もある。経済的な困難や社会的問題が生ずると、国民としての一体感よりも民族としてのきずなが優先され、あつれきが生ずることもしばしばみられる。コソボのように、一定の地域から特定の民族を根絶やしにしようとする民族浄化に発展するケースもあった。シンガポールのように意図的な民族間の融合政策が積極的に進められる国もある。

### 増大する民族紛争

冷戦期には武力紛争は圧倒的に南の世界に偏っていた。独立のための紛争や、反植民地主義闘争などが優先されて独立後に一国内の民族の境界をめぐる紛争が火を噴いたものである。

植民地では宗主国の都合で境界が引かれ、複数の民族が一つの植民地に押し込まれた例が多い。植民地の境界を引き継いで独立した後、それが紛争の原因になり、さらに資源や勢力伸長をはかる大国の思惑と結びつくと大規模な地域紛争へと発展する。1967年のナイジェリア戦争が典型的である。現在でも、ウガンダ、アチェ、チベットなどはこの範疇に属する。

逆に、複数の国に引き裂かれたクルド人のように、2500万人の民族が国家をもたないことが紛争の原因となる場合もある。またパレスチナのよう  
に、ユダヤ人のイスラエル国家形成のために居住地を追われた民族が数十年にわたって抵抗する紛争もある。

冷戦後に、共産主義によって抑えられてきた民族の自立や民族の境界をめぐる紛争が一気に噴き出した地域がある。旧ユーゴや旧ソ連内部の民族紛争である。そのほかフランス、スペイン、イギリスなどで「二流の市民」とされた少数民族に属する人々が自治や独立を要求している例もある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 172~173

## 難民問題

「**難民の地位に関する条約**」によると**難民**とは「人種・宗教・国籍・政治的意見または特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義されている。【②】

「**難民の地位に関する条約**」に加盟している国には、難民を保護する義務があり、追放したり送還したりすることはできない。また社会福祉などの面で自国民と同等の待遇をする義務がある。難民問題の解決にあたる機関として、**国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)** や、国連パレスチナ難民救済事業機関などが設けられ、活動をおこなっている。

② 難民を生み出す原因には、地域紛争や民族・宗教の対立、経済的貧困、自然環境の悪化などがある。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 173

## 人権の抑圧

人権は法的に確立された概念であるが、人権の抑圧は世界中で発生している。南アフリカでは**アパルトヘイト** (人種隔離政策) と呼ばれる**人種差別**が法によって制度化されていた。国連での度重なる制裁決議や国内闘争の結果、1991年にはアパルトヘイト廃止が宣言され、1994年には公平な選挙で黒人のマンデラが大統領に選出された。

このように法制度による明示的な人種・民族差別は消滅しつつあるが、実態面では差別が残っている。アメリカでも有色人種差別とりわけ黒人差別は根強い。ヨーロッパでは、トルコ系やアルジェリア系移民などの排斥を公然と訴えて行動する団体もある。宗教上のカースト制度が根強く残る国もある。世界のほとんどの国では、憲法などで男女の平等を認めている。しかし人類の半数を占める女性に対しては社会慣習のうえで、雇用、教育、社会参加などでの性差別がまだ残っている。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174

## 抑圧的な政権

人権を無視する政権が登場し、さまざまな社会的抑圧が存在する国もある。とくに第三世界では、軍部の支配下にある政権も多く、**戒厳令**が発令されたり選挙結果が無視されたりする国もある。国家が、主導する早急な工業化や開発を進めるため、補償のない立ち退きや労働争議の弾圧など反対勢力に対してむきだしの暴力を加える例もある。【③】

アフリカなどの内戦が続く国では、少年・少女を駆り出して戦闘や軍事物資の輸送にあたらせている政治勢力もある。ユニセフは、約 50 ケ国 30 万人の子どもが従軍しているという数字を発表した (1998 年)。**国際刑事裁判所**は 15 歳未満の子どもを戦闘集団に加えることを戦争犯罪とした。また、こうした事態を改善しようと**チャイルド・ソルジャー**をなくす国際 NGO 連合なども結成された。

③ こうした事態に**アムネスティ・インターナショナル**などが「良心の囚人」と呼ばれる政治犯の救出などで活躍している。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 174~175

### 3-3 日本国憲法の平和主義 <基礎編>

どうすれば非武装で国を守ることができるだろうか？

#### あたらしい 憲法の話

戦争の爪あとがまだ生々しく残っていた昭和 22 年に、文部省が発行し全国の小学校で使われた副読本『あたらしい憲法のはなし』には、憲法 9 条が定める戦争放棄について次のように書かれている。

「いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とはすててしまうということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。」

### 3-3 日本国憲法の平和主義 <標準編>

#### 国際協調主義

憲法9条は、国際社会に対して信頼を置き、どの国々とも友好関係を保とうという**国際協調主義**の考え方に立っている。戦争を防止するためには軍備を放棄することが最も効果的であり、国際社会が「公正と正義を基調とする」ものであることを自ら率先して実現しようというわけである。

それゆえ、憲法9条は「外国から攻めて来られたらどうするか」という発想ではなく、「攻めてこられないようにするにはどうしたらよいか」という発想に立っている、と言うこともできる。「国際社会における問題を解決できるのは、武力ではなく、まして戦争でもなく、平和外交である」という考えが背景にあることを忘れてはいけない。

#### 平和思想の結実

「戦争放棄と戦力不保持こそ、平和を実現するための最善の方法である」とする考え方は、実は古くから受け継がれている思想である。

例えば**旧約聖書**には、「ヤハウェ（ユダヤ教の神）は、国々の間をつまびらき、多くの民の仲裁に立たれる。かくて彼らはその剣を鋤に打ち変え、その楯を鎌に変える。国は国に向かって剣を上げず、戦争のことを再び学ばない」（イザヤ書Ⅱ第2章5節）とある。兵器を生産用具に変えて戦争をなくすことを唱えたこの一節は、ニューヨークの国連本部前にある、剣を鋤に鍛えなおすためにハンマーを振り上げる人物の銅像の台座にも刻まれている。

また近代哲学の祖である18世紀ドイツの思想家**カント**は、著書『永遠平和のために』の中で、「常備軍は時とともに全廃されなければならない」、「いかなる国家も、他の国家の体制や統治に暴力をもって干渉してはならない」と述べている。

さらに1928年に締結された**パリ不戦条約**は、「締約国ハ国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ厳肅ニ宣言スル」（第1条）と規定しており、国際法において人類史上初めて戦争そのものを違法行為とした画期的な条約であった。しかし当時の列強諸国は愚かなことに「この条約は自衛戦争まで禁じたものではない」と自国に都合よく解釈して軍事行動を続け、第二次世界大戦に突入したのである。

また**国際連合憲章**は、第二次世界大戦の反省に立って、このような平和

思想の一部を受け継ぎ、「共同の利益の場合を除く外は武力を用いない」（前文）と宣言して、国連軍による紛争解決を原則とする（第7章）とともに、**国際司法裁判所（ICJ）**を設置して、国際紛争を法と裁判によって解決しようとしている（第14章）。【①】

さらに1999年に開催された**ハーグ世界市民平和会議**は、そのアピールで「各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」とし、「武力に訴える前にあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の權威のもとでなされるべきである」と宣言した。

### 戦争・軍隊を 放棄した国

実際に、現在の世界には、日本と同じように戦争放棄や戦力不保持を宣言している国々が少なくない。また軍隊をもたない国は27ヶ国にのぼる。

例えば、ドイツ憲法は「諸国民の平和的共存を阻害するおそれがあり、かつこのような意図でなされた行為は違憲である」（第26条）として侵略戦争の準備を禁止している。イタリア憲法も「国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する」（第11条）と明記している。

また韓国の憲法は侵略戦争を禁止（第5条）している。フィリピン憲法は戦争放棄（第2条2節）のみならず核兵器の禁止（第2条8節）や外国軍隊の駐留も禁止（第18条25節）し、その結果1991年にはフィリピン国内の米軍基地はすべて撤去されている。

さらに、ヨーロッパのリヒテンシュタイン侯国の憲法や、南米のコスタリカ憲法・パナマ憲法・キリバス共和国憲法は、憲法で常備軍の廃止を規定している。もっともリヒテンシュタイン侯国やパナマは、国民に祖国防衛の義務（武器の保有を含む）を課している。

一方、憲法で「戦力の不保持」を明記しているにもかかわらず、実際には軍隊（自衛隊）を保有している国は、世界で日本だけである。

アメリカ合衆国は宣戦布告を議会の権限とし、大統領が軍隊の指揮権をもつことを規定しており、戦争を否定する規定はない。また中華人民共和国は、国防のための武装は認めている。

このように、世界全体ではまだ完全ではないとしても、戦争放棄あるいは戦力不保持によって平和を実現しようとする考え方は、決して「幻想」でも「実現不可能な理想」でもなく、少しずつ世界に広がりつつある。私たちは、日本国憲法第9条こそ平和を実現するための正しい考え方に立っていること、未来を切り開く存在であることを理解し、誇りをもつべきである。

①もっとも現在の国際司法裁判所は、国内裁判所と違って**義務的・強制的裁判管轄権**がない。それゆえ紛争当事国がすべて裁判による解決に同意しなければ、裁判を始めることができない。強い権限をもった国際裁判所の設置が望まれる。

### 3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <基礎編>

9条の精神は生かされているのだろうか？

#### 憲法9条と自衛隊

日本国憲法は徹底した平和主義をかかげて出発したが、戦後もなくアメリカとソ連が深く対立するようになり（いわゆる冷戦）、1950年の朝鮮戦争をきっかけに、日本の平和主義は大きな曲がり角に立つことになった。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

朝鮮戦争が勃発すると、連合国軍総司令部（GHQ）は日本に警察予備隊をつくることを命じ、警察予備隊は保安隊をへて、1954年には自衛隊となった。しかし軍隊なみに武装した自衛隊が創設されたため、「自衛隊は戦力の不保持を定める憲法9条に違反しないのか」が問題となり、激しい論争が始まり、裁判も起こされた【①】。現在、憲法学者の多くは「自衛隊は憲法が保持しないとしている「戦力」に相当して違憲だ」とする見解だが、政府は「憲法は国家の自衛権まで否定するものではなく、自衛のために必要最小限の武力を持つことは憲法に違反しない」という立場である。

①憲法9条に関する裁判には、砂川事件(1957年)、恵庭事件(1962年)、長沼ナイキ訴訟(1969年)、百里基地訴訟(1958年)などがある。(-)は発生年。

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

#### サ条約と日米安保条約

朝鮮戦争の勃発によって、アメリカは「日本を資本主義陣営に属する国として独立させよう」と考えるようになった。この考えに沿って日本は1951年に、ソ連・中国などを除く国々とサンフランシスコ平和条約を結んで独立を回復すると同時に、アメリカ軍が日本に駐留し基地を使用することを認める日米安全保障条約を結んだ。この条約は、自衛隊創設後の1960年に、日本に対する武力攻撃に対して共同防衛の義務を負うことなど双務性を強めた日米相互協力及び安全保障条約（新安保条約）へと改定された【②】。

②この改定に対しては強い反対運動が繰り広げられたが（いわゆる「安保闘争」）、1970年以降は自動延長されている。

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p139

#### 湾岸戦争後の日米関係

1991年に勃発した湾岸戦争で、日本はアメリカなどに約130億ドルの資金を提供したが、自衛隊を派遣しなかったことが日米間で問題となると、日本政府は「国際貢献」の必要性を唱えるようになった。激しい論争を経て、1992年に国連の平和維持活動(PKO)への自衛隊の参加を認めるPKO協力が成立すると、自衛隊の一部の部隊がカンボジアなどに派遣された。その後1990年代を通して日米の同盟関係は強化されていった。

③政府与党は、2010年以後に憲法を改正して、日本が自衛軍を保持し集団的自衛権をも行使できるようにする考えである。

2001年にアメリカで起きた同時多発テロをきっかけに、日本はアメリカが主導する「テロとの戦い」に協力して、自衛隊を海外に派遣し、インド洋上の艦船に対する燃料補給やイラクでの復興支援活動を始めた。【③】

### 3-4 憲法9条と自衛隊・日米同盟 <標準編>

#### 憲法9条と 自衛隊

憲法9条が「自衛のための最小限の武力」をもつことを許しているかどうかの解釈をめぐっては、これまでにさまざまな議論がなされてきた。1954年に自衛隊が創設されて以後、政府の立場も時代によって変化してきている。

これまで政府は「侵略戦争は否定するが、外国が日本を攻撃してきたときに自衛するのは当然だ」という立場に立って、政府は**専守防衛と非核三原則【①】**を政策としてきた。しかし自衛隊は着実に増強され、現在では日本の防衛費は世界有数の額に達している。それゆえ政府が主張するように、自衛隊が「自衛のための必要最小限の武力」であって「戦力にはあたらない」というのであれば、論理的には「諸外国の軍隊のほとんどは軍隊ではない」という結論が導かれることになる。また1992年以後自衛隊がPKO参加のために海外に派遣され、2001年以後自衛隊が「テロ対策」のために海外に派遣されたことで、「専守防衛」政策も揺らいでいる。非核三原則がある一方で、アメリカ軍の艦船に核兵器が積載されていることはほぼ確実である。政府の立場や主張は多くの矛盾を抱えている。

このような事情を背景に、戦後長期間にわたって政権を担ってきた自由民主党は、「憲法9条を改めて、自衛隊を正式の軍隊として認め、集団的自衛権も認めよう」と考えるようになっていく。

#### 地位協定と 米軍基地

これまで日本は日米安保条約に基づいてアメリカ軍の駐留を認め、同時に自衛隊を充実させることによって安全保障政策を展開してきているが、その背景には多くの負担・犠牲も伴っていることをよく考える必要がある。

**日米地位協定**は、日米安保条約の内容を詳しく具体的に定めた協定である。この協定では、日本に駐留するアメリカ軍にはさまざまな特権が認められている。たとえば、アメリカ軍は日本の法律を守らなくてもよいことになっているので、赤信号を無視して交差点を走り抜けたアメリカ軍車両によって事故が発生したり、飛行高度の制限を設けている航空法を無視して**低空飛行訓練**をするアメリカ軍戦闘機の騒音で安全が脅かされているなどの問題が起きている。またアメリカ軍の兵士が日本国内で犯罪を犯した場合でも、日本の警察はアメリカ軍の許可を得なければ容疑者を逮捕することができない。そのため事件を起こした兵士が基地に逃げ込み、そのまま軍用機でアメリカ本国に帰国してしまったために責任を問えなかったケ

①「核兵器を作らない、持たない、持ち込ませない」を国是としている。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社001)、p 139

②ただし1995年に起きた少女暴行事件で米軍兵に対する批判が強まったことが背景となって、それ以後、米軍の態度には若干の改善も見られる。

ースがたくさんある。【②】

さらに財政的な面では、近年アメリカ軍駐留経費のかなりの部分を日本側が負担するようになってきている（そのための費用は日本では「思いやり予算」と呼ばれている）。沖縄のアメリカ軍海兵隊をグアム諸島に移転させることが日米間で合意されたときも、その費用（7000億円と言われている）の全額を日本が負担することが明らかになり、政治問題となった。

また沖縄のアメリカ軍基地が立地している土地は、第二次大戦末期に上陸した米軍が銃剣とブルドーザーで沖縄住民から奪った土地である。現在では形式的に借地契約が結ばれたり、法律に基づいて強制的に土地収用が行われているため、率直に「土地返還」を求めている地主も多い。【③】

このような負担・犠牲に対して、「アメリカ軍の基地が存在することで、食料などの生活物資に対する需要や雇用が増え、地域経済が活性化する」という意見もある。しかし軍事基地がなくても地域経済が保たれるように政治をおこなうのが、日本政府の本来の仕事ではないだろうか。

### 有事関連法の整備

皮肉なことに冷戦後、日米の軍事同盟はますます強化されてきている。1997年日米両政府は日本の「周辺事態」における日米協力について新「ガイドライン」

を作成し、これを実現するために日本政府は1999年に一連のガイドライン関連法【④】を成立させた。これをめぐって「周辺」とはどこをさすか、集団的自衛権の行使ではないか、地方公共団体などの協力義務の妥当性などといった点が議論になった。さらに2001年にテロ対策特別措置法【⑤】、2003年に有事法制関連3法【⑥】およびイラク復興支援特別措置法【⑦】、2004年には有事法制関連7法【⑧】が相次いで成立し、自衛隊がアメリカ軍と共に国内外で活動できる領域は大幅に拡大された。

このような動きに対して、憲法9条の立場から政府を批判する動きも活発になっている。イラク復興支援特別措置法に基づいてイラクに派遣された自衛隊が米軍を主力とする多国籍軍の兵士を事実上戦闘が行われているバグダッドに輸送したことについては、これが武力行使と一体化しているとして違憲とする判決（2008年4月17日名古屋高裁）が確定した。

### あるべき安全保障政策

もちろん日本の周辺に安全保障上の懸念がまったくないわけではない。朝鮮半島の情勢はもちろん、ロシア・韓国・中国との国境問題もある。しかし日本は、憲法9条の精神に則りあくまでも話し合いで問題を解決する道を進むべきである。またシビリアン・コントロールを堅持し、アメリカよりも、まず国際連合との協調が第一とされなければならない。

③1995年に少女暴行事件が起きた直後、沖縄の大田県知事は土地収容のために必要な代理署名を拒否し、そのため一部の米軍基地が不法占拠状態に陥ったことがある。政府はその後法律を改正して知事による代理署名制度を廃止した。

現在の沖縄では、米軍改編の一環として普天間基地の県内移転が検討されているが、環境保護などの点からも問題が多い。

④アメリカ軍への後方支援や捜索、救助活動を定めた周辺事態法、日本人救出に自衛隊の艦船を用いるための自衛隊法改正、日米物品役務相互提供協定（ACSA）の周辺事態への適用（改正）の2法1協定からなる。

⑤2001年にアメリカで起きた同時多発テロを契機にアメリカ軍などの軍事行動を支援するために成立し、「戦時」において初めて自衛隊が海外派遣された。

⑥武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法の3法。

自衛隊の行動範囲が拡大し、有事における自治体の責務や国民の協力などが規定されているため、戦争を前提とした法体系への移行と人権侵害を危惧する声もある。

⑦同法に基づき、2004年に自衛隊がイラクへ派遣された。

⑧国民保護法、米軍行動円滑化法、改正自衛隊法、外国軍用品等会場輸送規制法、交通通信利用法など7法。

コメント [n2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 140

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 140

コメント [n4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 139

### 3-5 軍縮と貧困撲滅のための国際貢献 <基礎編>

日本の国際貢献はどうあるべきだろうか？

#### 軍備をなくす努力

21世紀に入っても、世界では30以上の地域で武力紛争が続いている。世界全体の軍事費は冷戦時には世界のGNPの4～5%に達したこともあった。核兵器をはじめとする近代兵器は、もし使われれば地球上の環境を破壊し、人類を絶滅の危機に追いやるほど蓄積されている。そうならないためには、兵器自体を削減することや、兵器を使おうとする原因や意志を取り除くことが必要である。

日本は、人類で唯一の被爆体験をもつ国として、まず第一に核兵器の恐ろしさを伝え、核兵器の削減にむけて国際社会においてリーダーシップをとることが期待されている。また平和国家として、あらゆる軍備の縮小に向けた努力をうながす責務を負っているともしえるだろう。

コメント [n1]: 2007年度教科書『現代社会』(東書・現社 001) p 168

#### 貧困をなくす努力

今日、発展途上国の中には、工業化の立ち遅れや貧困・疾病に悩み、人口の増加や食料不足などの問題をかかえている国々が多い。一方、先進国では、出生率の低下と高齢化、食料の過剰摂取という矛盾した状況が生まれている。このような先進国と発展途上国の経済格差は、確かに資本主義経済における自由競争の結果ではある。しかし人間らしい生活ができなくなるほど深刻な貧困がもたらされるようになってはならない。また特に発展途上国においては、軍部の支配下にある政権も多く、早急な経済発展を優先するあまり、国民の基本的人権の保障が不十分な国もある。

日本は、基本的人権の大切さを知る先進国として、このような南北格差や国際人権保障の分野における諸問題を解決するためにリーダーシップをとることが求められている。

コメント [n2]: 2007年度教科書『新政治経済』(第一・政経 014) p 55

#### 近隣諸国の信頼を得る

日本が国際社会においてリーダーシップをとれるようになるためには、単に資金や技術をもっているだけでは不十分である。まず第一に、日本が諸外国から信頼される国になることが必要であり、そのためにはとりわけ近隣諸国と友好的な関係を結べる国家になることが重要な条件となる。

しかし日本は、戦後60年以上が経過しているにもかかわらず、近隣アジア諸国と必ずしも友好的な関係が築けているわけではない。それらの国々から信頼されるような国になるには、どうすればよいのだろうか。

### 3-5 軍縮と貧困の課題 <標準編>

#### 軍備をなくす努力

軍備に一定の量的・質的な制限を設けることを軍備管理と言い、軍備を減らすことを**軍縮**という。国連では、成立後まもなく国連軍縮委員会（UNDC）が設置されたが、冷戦の影響を受けて大きな成果をあげていない。これに代わってジュネーブの国連欧州本部で開催されてきた**軍縮会議（CD）**では、化学兵器・放射性兵器などの禁止について作業が続けられている。非同盟諸国などの要請で、3回にわたって**国連軍縮特別総会（SSD）**が開催され、これにはNGO（非政府組織）の代表も参加し、軍縮に向けて大いに国際世論を呼び起こした。

これまで国連では、部分的核実験停止条約、核拡散防止条約、生物毒素兵器廃棄条約、非人道兵器禁止条約などの条約が結ばれてきた。また、米ソ間の緊張が緩和され、対話が重なるにつれて、両国間では**戦略兵器制限交渉（SALT）**に続いて**戦略兵器削減交渉（START）**がおこなわれ、史上初の核軍縮条約である**中距離核戦力（INF）全廃条約**も締結された。1996年には包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択されたが、反対国もあって発効にはいたっていない。

#### 軍縮を阻む動き

軍縮にはさまざまな取り組みがある。コスタリカのように軍隊を持たない国やフィリピンのように非核政策を憲法に明記する国、非核宣言を発する自治体もある。中南米や太平洋諸国のように数カ国にまたがり非核地帯を設置する動きもある。

しかし一方で、核兵器の保有が自国の防衛上必要であるという考え方も根強く残っている。たとえば世界中の反対を押し切って、1998年にインドとパキスタンが相次いで核実験を強行した。他方、兵器の調達や販売で利益を売る人々（**死の商人**）によって、しばしば対立する紛争当事者双方に兵器が売りつけられている。冷戦後の民族紛争が多発している背後には、死の商人の暗躍もある。さらに**軍産複合体**といわれる軍と兵器産業の結びつきも指摘される。

#### 信頼感を育てる

異なる文化や考え方の間の絶え間ない話し合いの努力が今ほど必要な時代はない。科学技術の発達で人や情報の移動は容易になった。それだけ摩擦が起こる可能性も高くなったが、相互理解のチャンスも増えた。対立する勢力間では、

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 168～169

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 169

お互いに相手に対する疑いの念を取り除くことが大切である。1975年に開催された**全欧安保協力会議**（CSCE）の宣言で、軍事演習の事前通告や実地調査を含む「信頼醸成措置」がうたわれたのも、そうした努力の政府間レベルでの具体的表現である。

また政府間ばかりでなく、友好都市や留学生交換など、複数の太い交流のパイプを通じて、ゆるぎない信頼関係を広く国民の間で築き上げる努力が求められている。各国内での民主主義の強化によってこうした努力を支えなければならない。

### 軍縮における指導性

いま世界で規制の必要性が叫ばれている主な兵器として、次のようなものがある。日本はこれらの兵器の削減と廃絶においてリーダーシップをとることが期待されている。

**○核兵器**：日本は非核三原則を国是としているが、「持ち込ませず」については疑問が指摘されている。**○生物化学兵器**：細菌や毒ガスを使った兵器。日本は中国に遺棄してきた毒ガス兵器の処理に時間がかかっている。

**○劣化ウラン弾**：天然ウランを濃縮したあとの残滓（低レベル放射性物質）を焼き固めた銃弾。戦車の装甲をも貫く。粉末が空气中に拡散すると、放射性被害を巻き起こす。**【①】○地雷**：地上または地中に設置され、人や車両の接近や接触により爆発する兵器。日本は地雷処理には積極的に取り組んでいる。**○クラスター爆弾**：親爆弾から多数の子爆弾（約200発）が散乱し、広範囲無差別に殺傷する。子爆弾が不発弾となるケースが多く、長期間にわたって一般住民に被害を及ぼす。日本は航空自衛隊が1987～2002年度の16年間で総額約148億円分を購入し、現在でも数千個保有しているといわれている。2008年にクラスター爆弾の全面禁止条約が採択され日本も賛成したが**【②】**、アメリカ・中国・ロシアは加盟していない。

### 貧困の克服の指導性

また日本は、その高度な科学技術を活用して、次のような分野でもリーダーシップを発揮することが期待されている。

**○貧困の克服**：識字率向上・基礎教育普及。保健医療体制整備。地場産業の育成指導。民主的な法制度の確立。**○自然環境保護**：CO<sub>2</sub>排出問題における後れ。クリーンエネルギー（太陽・風力・波力など）利用技術の開発と促進。砂漠化の防止と緑地の拡大。**○防災および災害時の人命救助**：国際救助隊（昔の英国アニメ「サンダーバード」にヒントを得た組織）創設論。食料・衣料・医療の緊急援助、住居や社会資本の復旧整備事業。地震津波警報システムの整備。

コメント [n3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p 169

①アメリカでは湾岸戦争やイラク戦争に従軍した兵士たちの間に劣化ウラン弾が原因と思われる健康異常が頻発している。米軍は否定しているが、2008年に国連は影響調査を求める決議を採択した。

②クラスター爆弾の全面禁止を討議したオスロ会議（2007年2月開催。2008年全廃を決議）の席上、日本は全廃決議に賛成しなかったが、2008年5月のダブリン会議で「一部を除いて禁止する」条約案に賛成した。